

UDC 665.7 : 543.87 : 543.257

K 2605

# JIS

## 石油製品 — 臭素価試験方法 — 電気滴定法

JIS K 2605-1996

平成 8 年 9 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

---

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和49.10.1 改正：平成8.9.20

官報公示：平成8.9.20

原案作成協力者：石油連盟

審議部会：日本工業標準調査会 資源エネルギー部会（部会長 福原 元一）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

# 石油製品—臭素価試験方法 K 2605-1996

## —電気滴定法

### Petroleum distillates and commercial aliphatic olefins—Determination of bromine number—Electrometric method

1. **適用範囲** この規格は、イソブタンより低沸点の成分を含まず、JIS K 2254の常圧法による90容量%留出温度が205℃未満で、かつ、臭素価が100 gBr<sub>2</sub>以下/100 g及び90容量%留出温度が205~330℃<sup>(1)</sup>で、かつ、10 gBr<sub>2</sub>以下/100 g<sup>(2)</sup>の石油製品の臭素価を電気滴定法によって測定する方法について規定する。

注<sup>(1)</sup> 90容量%留出温度が330℃を超え550℃までの石油製品並びにJIS C 2101に規定する3種1号及び3種2号電気絶縁油の臭素価を測定する場合、精度は適用しない。

<sup>(2)</sup> 臭素価1 gBr<sub>2</sub>/100 g以下の試料については、**附属書** [石油製品—臭素指数試験方法 (電気滴定法)] によって求めた臭素指数を、臭素価の代わりに用いてもよい。

**備考1.** この規格は、危険な試薬、操作及び装置を使うことがあるが、すべてにわたって安全な使用方法を詳細に規定しているわけではないので、この試験方法の使用者は試験に先立って、適切な安全及び健康上の禁止事項を決めておかなければならない。

2. この規格の引用規格を、**付表1**に示す。

3. この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO 3839 : 1978 Petroleum distillates and commercial aliphatic olefins—Determination of bromine number—Electrometric method

4. この規格の中で{ }を付けて示してある単位及び数値は、従来単位系によるものであって参考として併記したものである。

**参考** 臭素価から不飽和分を算出する方法については、**参考1** (臭素価から不飽和分含有量を計算する方法) に示す。ただし、JIS K 2536で測定した不飽和分の結果とは必ずしも一致しない。また、種々の化合物の臭素価計算値と測定値の関係を**参考2** (炭化水素化合物などの臭素価の計算値と測定値との関係) に示す。

2. **用語の定義** この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

(1) **臭素価** 試料100 g中の不飽和結合に付加された臭素のグラム数。gBr<sub>2</sub>/100 gで表す。

(2) **臭素指数** 臭素価1 gBr<sub>2</sub>/100 gを臭素指数1 000として表したものの。試料100 g中の不飽和結合に付加された臭素のミリグラム数に相当する。

(3) **臭素価計算値** 試料100 g中の不飽和結合が、すべて臭素と付加反応したと仮定して計算した値。

3. **試験の原理** 規定の溶剤に溶かした0.4~20 gの試料を0~5℃に冷却し、臭化カリウム-臭素酸カリウム標準液で滴定する。滴定終点は、遊離臭素によって滴定系内の分極電圧が急激に変化したときとし、この点を電気滴定装置で検出する。

4. **臭素価試験器 (電気滴定法)** 臭素価試験器は、次による。